

第1部

貸与奨学金制度の概要

1 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金の種類には次の3種類があります。

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込み場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金・第二種奨学金のどちらかと同時に申し込む必要があります。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については16～17ページ **8** を参照してください。

(1) 第一種奨学金

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。また、学校の種類（大学・短期大学・専修学校）、設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅・自宅外）別に定められた金額から選択できます。なお、途中年次への編入学者、転学者は、編入学や転学前に在籍していた学校に入学した時を入学年月とします。

専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は「国公立」の月額が適用されます。

自宅外通学の人は自宅通学の月額も選択可能です（給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）受給中の場合は、給付奨学金の通学形態と同じになります）。

給付奨学金（2019年度以前のものを除く）受給中の場合は、貸与月額が調整されます（詳細は7ページ参照）。

【2018年度以降入学者の貸与月額】

月額の 種類	大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
	国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月額		40,000円	40,000円	50,000円		40,000円	40,000円	50,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円

※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用できます。

【2017年度以前入学者の貸与月額】

大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
国・公立		私立		国・公立		私立	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
30,000円				30,000円			

※「自宅通学」とは、学生等が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。

※「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

※ 申込時に「自宅外通学」の月額を選択できる人は、2022年4月の時点から申込日時点までの通学形態が「自宅外通学」である場合に限りです。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

【給付奨学金（2019年度以前採用のものを除く）受給中の第一種奨学金の貸与月額】

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を同時に希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

- (注1) 給付奨学金の対象校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校となります。在学期が対象となるかは在学期へ問い合わせてください。
- (注2) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- (注3) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます（2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません）。
- (注4) 通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人の貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構のホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html)
- (注5) 上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。
- (注6) 給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択し、「自宅外通学」の書類審査が完了していない場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

(2) 第二種奨学金

貸与月額は2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。

第二種奨学金について、以下の課程に在籍する人は12万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

私立大学の医学・歯学の課程	： 4万円増額（12万円＋4万円＝月額16万円）
私立大学の薬学・獣医学の課程	： 2万円増額（12万円＋2万円＝月額14万円）

※増額分の利率については17ページ **8** (2) を参照してください。

※第二種奨学金については給付奨学金受給による貸与月額の調整（併給調整）はありません。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）の1回に限りです。

同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。

[在留資格による申込資格の可否]

国 籍	在留資格等（※2）	
日本国以外	法定特別永住者（※3）	⇒
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	
	上記以外（留学・家族滞在等）	⇒
		対象となりません

（※1）申込日時時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4）「定住者」について、永住者又は永住者の配偶者等に準すると当該者の在学長の長が認めた人に限ります。将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。また、申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請の場合も、奨学金の貸与を受けることができません。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

[第一種奨学金（併用貸与含む）・第二種奨学金 学力基準]

項目	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	
<2022年度入学者> (1年生)	いずれかに該当	①高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が、各学校区分において以下の基準を満たすこと。 大学・短期大学：3.5以上 専修学校（専門課程）：3.2以上
		②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
		③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。
<2017～2021年度入学者> (2年生以上)	いずれかに該当	①本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること。
		②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
<2016年度以前入学者> (2年生以上)		本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること。
「第二種奨学金のみ」		
次の①～④のいずれかに該当すること。		
① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。		
② 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。		
③ 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。		
④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準すると認められること。		

(2) 家計基準

家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

収入情報は原則として、生計維持者のマイナンバーにより自治体等から取得します。春に募集する定期採用では2020年分（1月1日～12月31日）、秋（二次募集）では2021年分（1月1日～12月31日）の収入情報により家計基準の判定をします。生計維持者の説明については12～13ページを参照してください。

【第一種奨学金・第二種奨学金（併用貸与含む） 家計基準】

項目	「第一種奨学金のみ」
＜2017年度以降入学者＞	①申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。 ②生計維持者の住民税が非課税（市町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）のいずれかであること。
＜2016年度以前入学者＞	申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。
「第二種奨学金のみ」又は「併用貸与」	
申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。	

【年収・所得の上限額の目安】

下表は、3人世帯及び4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。収入基準額は、世帯構成や収入状況によって異なりますので、下表はあくまでも目安としてご利用ください。

その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安は機構ホームページに掲載しています。

（単位：万円）

学種	設置者	世帯人数	通学形態	給与所得者の世帯＜年間の収入金額＞			給与所得以外の世帯＜年間の所得金額＞		
				第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
大学	国・公立	3人	自宅	662	1,012	603	289	604	248
			自宅外	729	1,059	670	336	651	295
		4人	自宅	742	1,096	680	345	688	302
			自宅外	800	1,143	747	392	735	349
	私立	3人	自宅	736	1,064	677	341	656	300
			自宅外	796	1,111	745	388	703	347
		4人	自宅	805	1,148	755	397	740	354
			自宅外	852	1,195	809	444	787	401
短期大学	国・公立	3人	自宅	640	997	582	274	589	233
			自宅外	707	1,044	649	321	636	280
		4人	自宅	720	1,081	659	330	673	287
			自宅外	785	1,128	726	377	720	334
	私立	3人	自宅	706	1,043	647	320	635	279
			自宅外	773	1,090	715	367	682	326
		4人	自宅	784	1,127	725	376	719	333
			自宅外	831	1,174	788	423	766	380
専修学校（専門課程）	国・公立	3人	自宅	612	977	553	254	569	213
			自宅外	676	1,022	617	299	614	258
		4人	自宅	692	1,061	630	310	653	267
			自宅外	756	1,106	695	355	698	312
	私立	3人	自宅	705	1,042	646	319	634	278
			自宅外	769	1,087	710	364	679	323
		4人	自宅	783	1,126	723	375	718	332
			自宅外	828	1,171	785	420	763	377

日本学生支援機構ホーム≫奨学金≫奨学金制度の種類と概要≫貸与奨学金（返済必要）≫

- ・第一種奨学金（無利子で借りる）≫第一種奨学金の家計基準
- ・第二種奨学金（有利子で借りる）≫第二種奨学金の家計基準
- ・第一種・第二種併用貸与の奨学金≫第一種・第二種併用貸与の家計基準



第一種奨学金の目安



第二種奨学金の目安



併用貸与の目安